北九州市建設リサイクル資材認定ロゴマーク制度要綱

(制度の目的)

第1条 この要綱は、北九州市建設リサイクル資材認定制度による認定資材(以下、「資材」という。)であることを示すロゴマーク(以下、「ロゴマーク」という。)により、本市公共工事における建設リサイクル資材の使用を広く周知するとともに、資材の知名度の向上及び一層の利用促進を図ることを目的とする。

(使用の対象)

- 第2条 ロゴマークを使用できる者は、資材の申請者又は代理申請者(以下、「使用対象者」という。)とする。
- 2 ロゴマークの使用対象物は、次のとおりとする。
 - (1) 資材及びその梱包材。
 - (2) 使用対象者が使用するパンフレット及び名刺。
 - (3) その他、技術監理局長が適当と認めるもの。

(使用の申請)

第3条 ロゴマークを使用しようとする者は、「北九州市建設リサイクル資材認定ロゴマーク使用申請書」(様式1)を技術監理局長に提出しなければならない。

(使用の承諾)

第4条 ロゴマークの使用申請書が提出されたときは、技術監理局長は内容を審査した うえ、使用を承諾(様式2)するとともに、ロゴマークの電子データを申請者に貸与 する。

(使用の期間)

第5条 ロゴマークの使用期間は、使用の承諾を得た日から資材の認定期間中とする。

(使用の取消)

- 第6条 次の各号のいずれかに該当したときは、技術監理局長はロゴマークの使用を取消すことができる。
 - (1) 資材が「北九州市建設リサイクル資材認定制度要綱」第13条に該当したとき。
 - (2) 使用対象者がロゴマークの色彩、デザイン等を無断で変更したとき。
 - (3) その他、技術監理局長が必要と認めるとき。
- 2 ロゴマークの使用を取消したときは、技術監理局長はその旨を申請者に通知(様式3)する。
- 3 ロゴマークの使用の取消しにより、使用対象者が不利益を被っても、市はこれを補償しない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークに関する必要な事項は技術監理局長が定める。

付則

(施行期日)

この要綱は、平成25年 3月 1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。